

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
鳥取県収入証紙規則の一部改正
◇教委公示 臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第

三十七号)の一部を次のように改正する。
別表中百二十八、及び百二十九を次のように改める。

百二十八 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令
(昭和二十八年政令第二百五十九号)第一条の規定に
基く船籍票の交付手数料

汽船及び推進機関を有する帆船 一隻につき 千円
推進機関を有しない帆船 一隻につき 七百元

百二十九 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令
第三条第一項の規定に基く船籍票の書換手数料

1 総トン数及び純トン数の変更に係る場合
汽船及び推進機関を有する帆船一隻につき七百五十円
推進機関を有しない帆船 一隻につき 五百円

2 1以外の場合 一隻につき 百五十円
別表中百二十九の次に次の二号を加える。

百二十九の二 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する
政令第四条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の
規定に基く船籍票の書換手数料又は交付手数料

一隻につき 百五十円

百二十九の三 小型船舶の船籍及び積量の測度に関する
政令第七条の規定に基く船籍票の再交付手数料
一隻につき百五十円

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年九月一日
から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第六十号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三
十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一

- 三 知事の機関委任事務で直接各種法令に基く手数料
中(九)及び(十二)を次のように改める。
- (九) 家畜商法施行規則第一条に基く

家畜商免許手数料

(十二) 道路交通取締法施行令第七十条に基く

自動車運転者試験手数料

運転免許証再交付手数料

運転免許証再交付手数料

運転許可証再交付手数料

運転許可証再交付手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一
日から適用する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県教育委員会委員長 伊 佐 田 甚 藏

一 日時 九月十八日午前十時半

二 場所 教育委員会々議室

三 議題 教職員退職による人事調整について

その他

昭和二十八年九月五日第三種郵便物認可 発行 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町